

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの職員数・平均年齢・平均給与月額

区 分	加 古 川 市			民 間 従 業 員		
	職員数	平均年齢	平均給与月額	類似職種	平均年齢	平均給与月額
全 体	299 人	45.8 歳	402,454 円	—	—	—
清掃職員	102 人	42.8 歳	430,159 円	廃棄物処理業従業員	43.3 歳	299,800 円
調理師	90 人	46.6 歳	363,163 円	調理師	40.4 歳	253,300 円
用務員	63 人	48.8 歳	392,130 円	用務員	53.9 歳	227,200 円
自動車運転士	4 人	38.9 歳	418,874 円	自家用乗用自動車運転手	58.6 歳	281,200 円
電話交換手	3 人	57.7 歳	467,748 円	内線電話交換手	41.4 歳	213,200 円
その他	37 人	47.2 歳	432,160 円	—	—	—
国	5193 人	48.8 歳	320,514 円	—	—	—

(参考)

区 分	都道府県（公務員）			兵庫県（公務員）		
	職員数	平均年齢	平均給与月額	職員数	平均年齢	平均給与月額
清掃職員	50 人	46.8 歳	497,800 円	—	—	—
学校給食員	670 人	48.4 歳	368,200 円	—	—	—
用務員	9260 人	48.5 歳	384,000 円	390 人	50.2 歳	426,966 円
自動車運転手	5130 人	47.9 歳	401,500 円	120 人	47.4 歳	423,660 円
守衛	710 人	46.1 歳	424,100 円	40 人	43.3 歳	413,487 円
電話交換手	1080 人	47.6 歳	392,200 円	40 人	50.5 歳	423,355 円
その他	—	—	—	560 人	45.4 歳	421,079 円

※加古川市のデータは平成 19 年 4 月分の数値、民間従業員のデータは「賃金構造基本統計調査」による平成 16～18 年（内線電話交換手は平成 14～16 年）の 3 ヶ年平均の数値（調理師と自家用乗用自動車運転手は兵庫県の民間従業員、その他の職種は全国の民間従業員のデータ）、都道府県及び兵庫県のデータは平成 18 年 4 月分の数値です。

※民間の職種等の比較にあたり、加古川市のデータは正規職員のみ数値、民間従業員のデータは常用労働者（パートタイム労働者等を含む）の数値であり、また業務内容等の点においても完全に一致しているものではありません。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※職員数について、都道府県及び兵庫県は十人未満を四捨五入した数値です。

(2) 職種ごとの年齢別職員数・平均給与月額

〔上段：平均給与月額、下段：職員数〕

職種 年齢	清掃職員	調理師	用務員	自動車運転士	電話交換手	その他
～29 歳	316,052 円 4 人	250,899 円 7 人	—	—	—	—
30～34 歳	335,390 円 19 人	280,466 円 17 人	277,697 円 9 人	* 1 人	—	307,578 円 7 人
35～39 歳	402,621 円 27 人	320,050 円 8 人	334,084 円 7 人	* 2 人	—	351,793 円 6 人
40～44 歳	438,495 円 12 人	373,190 円 6 人	374,606 円 6 人	—	—	379,587 円 3 人
45～49 歳	482,494 円 12 人	428,691 円 4 人	416,361 円 7 人	* 1 人	—	* 2 人
50～54 歳	494,979 円 14 人	405,036 円 13 人	425,746 円 9 人	—	—	495,697 円 6 人
55～59 歳	527,662 円 14 人	410,876 円 35 人	434,897 円 25 人	—	467,748 円 3 人	517,146 円 13 人
合 計	430,159 円 102 人	363,163 円 90 人	392,130 円 63 人	418,874 円 4 人	467,748 円 3 人	432,160 円 37 人

※年齢は平成 19 年 4 月 1 日現在です。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が 2 人以下の場合は、平均給与月額の欄をアスタリスク(*)としています。

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

技能労務職給料表（国家公務員の行政職俸給表（一）の 1 級から 5 級まで）の 5 級制を採用しています。

イ 手当

毎月支給されるものとして「地域手当」、一定の要件を満たした場合に支給されるものとして「扶養手当、住居手当、通勤手当」、勤務の実績に応じて支給されるものとして「特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当」などがあります。

ウ 昇給基準

昇給日（1 月 1 日）前 1 年間の勤務実績に応じて、4 号給（55 歳を超える場合は 2 号給）を標準として昇給します。

なお、職務の級における最高の号給を超えては昇給しません。

2 給与等の見直しに向けた基本的な考え方

技能労務職員については、行財政改革の一環として、業務の民間委託を拡充する中で平成 14 年度から退職者不補充としており、今後も引き続き実施していく予定です。

また、近年、技能労務職員の給与が同種の民間企業の従事者に比べ高い水準にあるのではないかと指摘を踏まえ、その職務の性格や内容を考慮しつつ、国、県、近隣市及び民間企業の給与との均衡を図るよう適正化に向けた取組を実施していきます。

3 具体的な取組内容

(1) 給料表の見直し

現在、国家公務員の行政職俸給表(一)の1級から5級に準拠した取扱いとしていますが、国家公務員の行政職俸給表(二)への切替えに向け調整しているところです。

(2) 初任給基準の見直し

現行の年齢別を最終学歴別へ変更するとともに、国家公務員の基準に合わせるよう調整しているところです。

(3) 手当の見直し

地域手当について、現在の支給率は「5%」ですが、平成 20 年 4 月 1 日から「4%」、平成 21 年 4 月 1 日から「3%」に引き下げます。

特殊勤務手当については、手当の趣旨に基づき、平成 16 年度から適宜見直しを実施しており、引き続き取り組んでいきます。

4 その他

現在、技能労務職員については、退職者不補充としていますが、今後も民間委託の推進、事務事業の見直し及び再雇用嘱託員の活用等により、職員数の削減を図っていきます。